

2209-012

令和3年9月29日

改定 令和4年6月 1日

改定 令和4年9月 1日

企業主導型保育事業施設責任者 様

公益財団法人児童育成協会
企業主導型保育事業本部

企業主導型保育事業（運営費等・整備費）に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額（返還額）の報告事務について

日ごろから企業主導型保育事業の推進についてご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。

標記に関しては、企業主導型保育事業助成要領の規定に基づき、消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告をお願いしているところです。つきましては、別紙を参考として、電子申請システムから報告手続きを行っていただけますようお願いいたします。

また、本件の消費税の納付について詳しいことは国税庁のホームページでご確認いただくとともに、顧問税理士とご相談の上、ご不明な点がございましたら、企業主導型保育事業ポータルのお問い合わせからメールにてご質問いただけますようお願いいたします。

なお、本件についてのご質問は、電話での受付はおこなっておりません。下記に記載のお問い合わせフォームよりご質問をお願いいたします。

※別紙は令和2年度（2020年度）の内容ですが、令和3年度（2021年度）の報告方法も同様となっております。

※当該報告事務は令和3年度（2021年度）までに助成決定した全ての事業者が報告対象となります。

・必須添付書類「積算内訳」

https://www.kigyounaihoiku.jp/grant_top/download_yoshiki#syouhizei

・必要に応じて追加資料を求める場合があります。

※令和2年度（2020年度）以前より本事業の助成金を受けている事業者で、まだ本報告を行っていない場合は、過年度分の報告を速やかに報告願います。

【お問い合わせ】

公益財団法人児童育成協会
企業主導型保育事業本部

※消費税仕入控除税額報告についてのお問い合わせ

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>

※消費税仕入控除税額報告のお戻し内容については

電話 0570-550-819 （9：15～17：15）

ナビダイヤル 1を選択 担当者（債権管理課）をお伝えください。

(別紙)

企業主導型保育事業
(運営費等・整備費)
に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額
(返還額)の報告事務について

公益財団法人児童育成協会

目次

1. 消費税仕入控除税額報告について

＜運営費等・整備費共通＞

- (1) 消費税仕入控除税額報告とは？ (P4)
- (2) 報告の時期等について (P5)
- (3) 報告の必要性 (P5)

2. 消費税仕入控除税額報告の手順＜運営費等＞

- (1) 運営費等に係る助成金年度の報告(P6)
- (2) 消費税仕入控除税額報告に係る決算期の確認 (P7)
- (3) 消費税の課税事業者かどうかの判断 (P7)
- (4) 消費税仕入控除税額報告フローチャート (P8)
- (5) 電子申請システム画面における報告方法及び添付書類について (P9)

3. 消費税仕入控除税額報告の手順＜整備費＞

- (1) 整備費に係る助成金年度の報告 (P32)
- (2) 消費税仕入控除税額報告に係る決算期の確認 (P33)
- (3) 消費税の課税事業者かどうかの判断 (P33)
- (4) 消費税仕入控除税額報告フローチャート (P34)
- (5) 電子申請システム画面における報告方法及び添付書類について (P35)

4. よくある質問

- (1) 消費税仕入控除税額報告とはどのようなものですか？ (P51)

- (2) 積算内訳とは何ですか？ (P51)
- (3) 返還に必要な計算式を教えてください。 (P52)
- (4) 積算内訳は現在掲載されている様式とは異なるものでも提出可能ですか？ (P53)
- (5) 整備費と運営費等は合算して報告することはできますか？ (P53)
- (6) 運営費等の積算内訳に記載する対象経費とは何ですか？ (P53)
- (7) 整備費の積算内訳に記載する対象経費とは何ですか？ (P53)
- (8) 課税売上割合は保育施設で計算するものですか？ (P54)
- (9) 消費税仕入控除税額報告を行った申告書を修正した場合はどうしたらよいですか？ (P54)
- (10) 運営費等の報告において、課税期間短縮の届出を提出している場合はどのように報告すればよいですか？ (P54)
- (11) 運営費等の報告において、決算期を期の途中で 10 月から 3 月に変更しました。どのように報告すればよいですか？ (P54)
- (12) 報告が承認されたあとの流れを教えてください。 (P55)
- (13) 消費税報告により返還した金額は、その返還した年度の運営費等完了報告において対象経費として計上してよろしいでしょうか？ (P55)
- (14) 運営費等完了報告において改修立替支出を支出計上した場合、消費税仕入控除税額報告の積算内訳はどのように記載したらよいですか？ (P56)

1. 消費税仕入控除税額報告について

<運営費等・整備費共通>

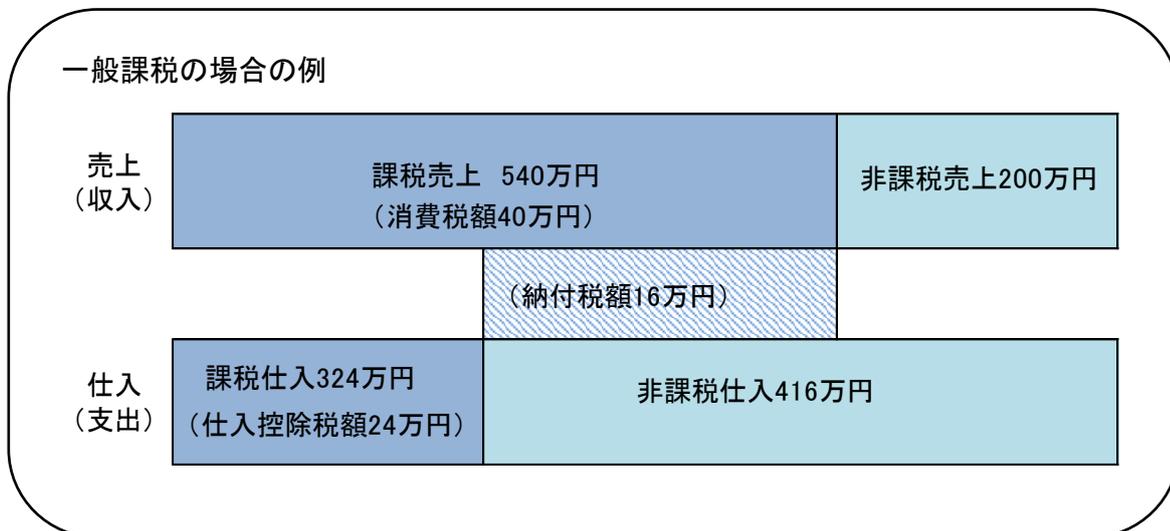
(1) 消費税仕入控除税額報告とは？

消費税仕入控除税額報告は助成決定事業者が必ず報告しなければならない報告です。

消費税及び地方消費税は課税売上に係る消費税から課税仕入れに係る消費税を控除する仕組みとなっております。企業主導型保育事業の助成金につきましては、事業者の収入として消費税法上不課税取引に該当するため、事業者が助成金の交付を受けて事業を実施し、購入した資産や役務提供について、確定申告の際にそれらを課税仕入れとして税額控除した場合は、事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

そのため企業主導型保育事業助成要領に定められている交付条件に基づき、助成金を受けた事業者は助成金の完了報告及び消費税の確定申告が完了した後に、消費税仕入控除税額報告を公益財団法人児童育成協会(以下協会)に報告し、負担していない部分の税額を協会へ返還、協会は国庫に返納する流れとなります。

(参考として、企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「通知等」→「5. 財務・経理 消費税」に掲載されている「消費税仕入控除とは」(公益財団法人児童育成協会勉強会資料より)もご覧ください。)



一般課税で補助金がある場合の例



(2) 報告の時期等について

事業者の確定申告の時期が異なることから、原則として協会から仕入控除税額報告書の提出について個別の連絡は行いません。指導監査時に報告が適切に行われているかどうかを確認させていただくことがあります。消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入控除税額が確定しましたら、速やかに報告してください。

(3) 報告の必要性

1.(1)に記載のとおり、消費税仕入控除税額報告につきましては企業主導型保育事業助成要領において、助成金の交付条件に定められております。未報告の場合、助成金の交付条件を満たしていないこととなり、また、長期間にわたりご報告をいただけない場合は助成決定取消し等を含めた対応をさせていただく可能性がございますので、ご注意ください。

企業主導型保育事業助成要領 第1の5(8)及び第2の5(8)

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を協会に返還させることがある。

2. 消費税仕入控除税額報告の手順<運営費等>

(1) 運営費等に係る助成金年度の報告

企業主導型保育事業の消費税仕入控除税額報告につきましては、助成決定を受けた年度で報告が必要となります。なお、運営委託事業者や保育施設ではなく、助成決定事業者としての報告が必要です。

例) ① 3月決算法人の場合

期間: 令和2年4月～令和3年3月までのご報告となります。

助成金: 令和2年度の助成金確定額

対象経費: 令和2年度の完了報告<様式第6-2号>の支出金額(調整後)の合計額

② 3月決算以外の法人の場合 (例 9月決算)

期間: 令和元年10月～令和2年9月までのご報告となります。

助成金: **平成31年度及び令和2年度の助成金確定額**の内、令和2年9月期の決算にて
計上している助成金額

対象経費: **平成31年度及び令和2年度の完了報告<様式第6-2号>の支出金額(調整
後)の合計額**の内、令和2年9月期の決算にて計上している金額

(2)消費税仕入控除税額報告に係る決算期の確認

運営費等の消費税仕入控除税額報告における事業者の決算期につきましては、「補助対象期間の末日以前に到来する直前の決算期」にてご報告をいただくこととなっております。まず報告に必要な決算期をご確認ください。(助成金が入金された決算期ではございません)

例) ①令和2年度(補助対象期間:令和2年4月～令和3年3月)消費税仕入控除税額報告

を3月決算法人が行う場合

→ 令和3年3月期決算にて報告

②令和2年度(補助対象期間:令和2年4月～令和3年3月)消費税仕入控除税額報告

を9月決算法人が行う場合

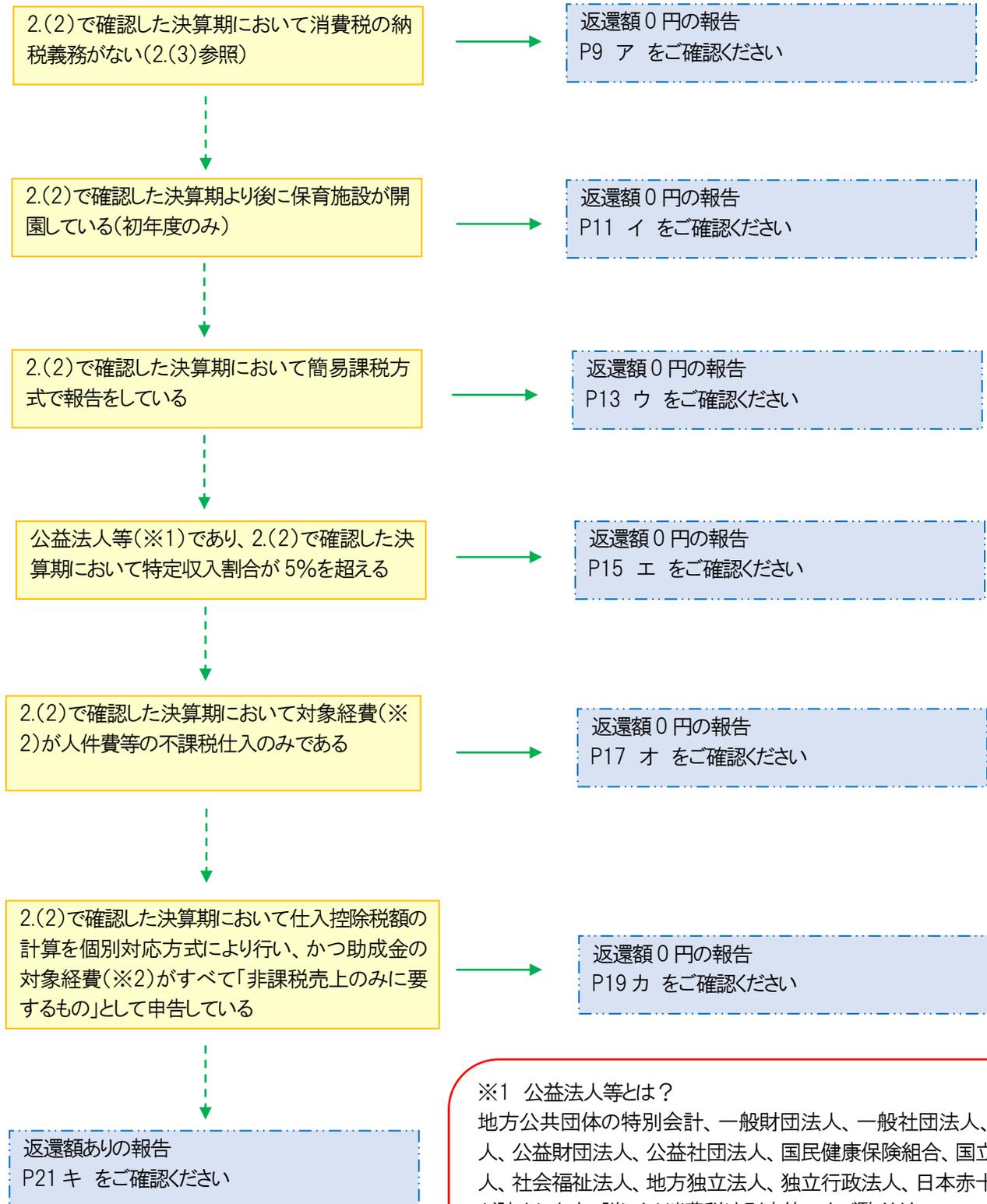
→ 令和2年9月期決算にて報告

(3)消費税の課税事業者かどうかの判断

2.(2)の決算期において消費税の課税事業者か否か判断します。保育施設単体ではなく、法人として消費税が課税事業者かどうかの判断となります。(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は消費税の納税義務がないことの証明にはなりません)

(4)消費税仕入控除税額報告フローチャート

はい → いいえ



※1 公益法人等とは？

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは消費税法別表第三をご覧ください。

※2 対象経費とは？

「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費となります。(よくある質問P53(6)をご参照ください)

(5) 電子申請システム画面における報告方法及び添付書類について

「返還額0円の報告」

ア. 2.(2)で確認した決算期において消費税申告義務がない(納税義務がない)場合→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
-	-	-	-	-	<input type="button" value="新規作成"/> A

(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) B	<input type="text"/>
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 B	<input type="text"/> <input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 B	<input type="text"/>
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	<input type="text"/>

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
 (*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
C	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
 また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

- ③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成31年度報告画面時は、0を入力。

- ④ 令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「**積算内訳**」0円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「ア. 消費税の申告義務がないため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

- 法人の決算書に添付された法人全体の貸借対照表及び損益計算書(または事業活動計算書など)**

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。また添付書類は法人名が確認できるものを添付願います。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

ア. 消費税の申告義務がないため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

イ. 2.(2)で確認した決算期より後に保育施設が開園している場合(初年度のみ)→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度(運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
-	-	-	-	-	新規作成 A

(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) <small>※②</small>	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 <small>※③</small>	B <input type="checkbox"/> 金額変更(*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 <small>※④</small>	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
 (*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※(注) 別添参考となる書類(②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名 C	アップロード
	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
 また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成31年度報告画面時は、0を入力。

④ 令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「**積算内訳**」0円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「イ. <運営費専用>補助対象期間中に到来する決算日より後に保育施設を開園しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

●**消費税確定申告書の写し**(令和元年10月1日より前の決算期＝第27-(1)号様式(簡易課税の場合は第27-(2)号様式)・令和元年10月1日以降の決算期＝第3-(1)号様式(簡易課税の場合は第3-(3)号様式))

添付いただく決算期は2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要 (返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

イ. <運営費専用>補助対象期間中に到来する決算日より後に保育施設を開園しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色の
マーカーの箇所のみとなります。

ウ. 2.(2)で確認した決算期において消費税を簡易課税方式にて申告している→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
-	-	-	-	-	<input type="button" value="新規作成"/> A

(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) <small>※0</small>	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 <small>※0</small>	<input type="text" value=""/> B <input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 <small>※0</small>	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
 (*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
C	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
 また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成31年度報告画面時は、0を入力。

④ 令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「**積算内訳 0円報告**」(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「ウ. 簡易課税方式により申告したため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

●**消費税確定申告書の写し**(令和元年10月1日より前の決算期＝第27-(2)号様式・令和元年10月1日以降の決算期＝第3-(3)号様式)

添付いただく決算期は2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

< 様式 : 返還額が0円の場合 >

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※ 返還額が0円の理由を選択してください。

ウ. 簡易課税方式により申告したため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

工. 公益法人等であり2.(2)で確認した決算期において特定収入割合が5%を超えている場合
→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

保育施設名	報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
	-	-	-	-	-	A 新規作成

(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) <small>必須</small>	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 <small>必須</small>	B <input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 <small>必須</small>	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
(*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名 C	アップロード
	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場

合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成31年度報告画面時は、0を入力。

④ 令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「**積算内訳 0円報告**」(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「エ. 特定収入割合が5%を超えるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

●**消費税確定申告書の写し**(令和元年10月1日より前の決算期=第27-(1)号様式・令和元年10月1日以降の決算期=第3-(1)号様式)

添付いただく決算期は2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

●**消費税確定申告書 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し**

添付いただく決算期は2.(2)で確認した決算期となります。

付表2は2-1・2-2・2-3それぞれある場合は全て添付してください。

●**特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式)**

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

エ. 特定収入割合が5%を超えるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

入力可能な箇所は、黄色のマーカーの箇所のみとなります。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

オ. 2.(2)で確認した決算期において経理計上している対象経費が不課税仕入のみの場合

→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

保育施設名	報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
	-	-	-	-	-	<input type="button" value="新規作成"/> A



(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) <small>0円</small>	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 <small>0円</small>	B <input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 <small>0円</small>	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。

(*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
C	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に

表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成 31 年度報告画面時は、0 を入力。

④ 令和 2 年度(2020 年度)積算内訳の助成金額→0 を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「**積算内訳 0 円報告**」(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「オ. 助成金の対象経費が不課税仕入に該当するため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費となります。(よくある質問P53(6)をご参照ください)

●**消費税確定申告書の写し**(令和元年 10 月 1 日より前の決算期＝第 27-(1)号様式・令和元年 10 月 1 日以降の決算期＝第 3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

●**消費税確定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し**

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式：返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

オ. 助成金の対象経費が不課税仕入に該当するため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

入力可能な箇所は、黄色のマーカーの箇所のみとなります。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

カ. 2.(2)で確認した決算期において仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ助成金の対象経費がすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合→0円報告

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

保育施設名	報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
	-	-	-	-	-	A 新規作成

(単位:円)

保育施設名

①令和2年度(2020年度)助成金確定額

②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) 必須

③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 必須 B 金額変更 (*1)

④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 必須

⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。

(*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
C	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。
また⑤については報告承認後自動的に0となります。

② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。平成31年度(2019年度)消費税仕入控除税額報告画面の⑤の数字が自動的に表示されます。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は協会より指示がある場

合を除きチェックを入れないようお願いいたします。

※平成 31 年度報告画面時は、0 を入力。

④ 令和 2 年度(2020 年度)積算内訳の助成金額→0 を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「積算内訳」0 円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「カ. 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、助成金の対象経費がすべて「非課税売上のみ」に要するもの」として申告しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費となります。(よくある質問P53(6)をご参照ください)

●消費税確定申告書の写し(令和元年 10 月 1 日より前の決算期＝第 27-(1)号様式・令和元年 10 月 1 日以降の決算期＝第 3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

●消費税確定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>
積算内訳

1 設置事業者名

株式会社○○○

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

○○○保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

カ. 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、助成金の対象経費がすべて「非課税売上」のみ「に要するもの」として申告しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマーカーの箇所のみとなります。

「返還額ありの報告」

キ. 消費税仕入控除税額返還計算あり

申請メニュー > (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (運営費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

保育施設名	報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告書
	-	-	-	-	-	<input type="button" value="新規作成"/> A

(単位:円)

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) <small>必須</small>	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 <small>必須</small>	B <input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 <small>必須</small>	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
 (*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
C	<input type="button" value="ファイル選択"/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(運営費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②～④の項目を入力します。 ※平成30年度以前の報告画面には③～⑤はございません。

- ② 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→添付書類である積算内訳の「要返還額」をご入力ください。この金額を記載した請求書を後日協会より発行いたします。なお請求書の発行方式は、報告する助成金の年度により異なります。R2年度以降の消費税仕入控除税額報告は「電子申請システムよりダウンロードする方式」、H31年度以前の消費税仕入控除税額報告は「郵送方式」となります。詳細につきましてはよくある質問 P55(12)をご確認ください。

- ③ 前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額→入力できないセルです。こちらは承認後の平成 31 年度(2019 年度)消費税仕入控除税額報告画面⑤の数字が自動的に表示されます(未承認の場合は自動的に 0 が表示されます。)。なお、横にある「金額変更(*1)チェックボックス」は、前年度の消費税仕入控除税額報告が「0 円報告」で、今年度より「返還額ありの報告」となった場合、チェックをつけ金額を入力してください。詳細につきましてはP27③をご確認ください。

※平成 31 年度報告画面時は未報告額の入力が必要となります。

助成金の未報告額や積算内訳の対象経費の考え方はP23に詳細を記載しておりますのでご確認ください。

- ④ 令和 2 年度(2020 年度)積算内訳の助成金額→添付書類である「積算内訳」において入力した助成金額を入力してください。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳 全額控除・一括比例配分方式・個別対応方式のいずれか(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。消費税申告書において選択した計算方法に合わせて使用してください。)

※積算内訳の入力方法については、P23～、29～の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。
積算内訳において計上する「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費が基準となります。(よくある質問P53(6)をご参照ください)

- 消費税確定申告書の写し(令和元年 10 月 1 日より前の決算期＝第 27-(1)号様式・令和元年 10 月 1 日以降の決算期＝第 3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

- 消費税確定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

添付いただく決算期は 2.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

◆助成金の未報告額と対象経費の考え方について

①3月決算法人の場合

3月決算法人の場合、基本的には積算内訳にてご報告頂く助成金額及び対象経費の額は、年間の助成金確定額及び完了報告における支出額と一致します。助成金の確定額と消費税仕入控除税額報告における報告額が一致している為、翌年度に繰り越す助成金の未報告額(電子申請画面⑤)は0円となります。

【完了報告画面イメージ】

<様式第6-1号> 企業主導型保育事業(運営費)実績調書

(A) 総事業費(単位:円)	10000000
(B) 対象経費の実支出額(単位:円)	10000000
(C) 助成金算出額(単位:円)	8000000
(D) 助成金所要額(単位:円) ※(A), (B), (C)のうち最も低い額	8000000

助成金の年間の確定額は消費税仕入控除税額報告の画面の「①令和2年度(2020年度)助成金確定額」でも確認できます。

<様式第6-2号> 企業主導型保育事業(運営費)収支決算書

収入(単位:円)				支出(単位:円)			
科目	損益計算書金額	収支決算書調整表金額	金額	科目	損益計算書金額	調整金額	金額
助成金収入	8000000	0	8000000	人件費積立資産支出	0	0	0
				消費税	0	0	0
合計	8000000	0	8000000	合計	10000000	0	10000000

【積算内訳画面イメージ】

単位:円(千円)

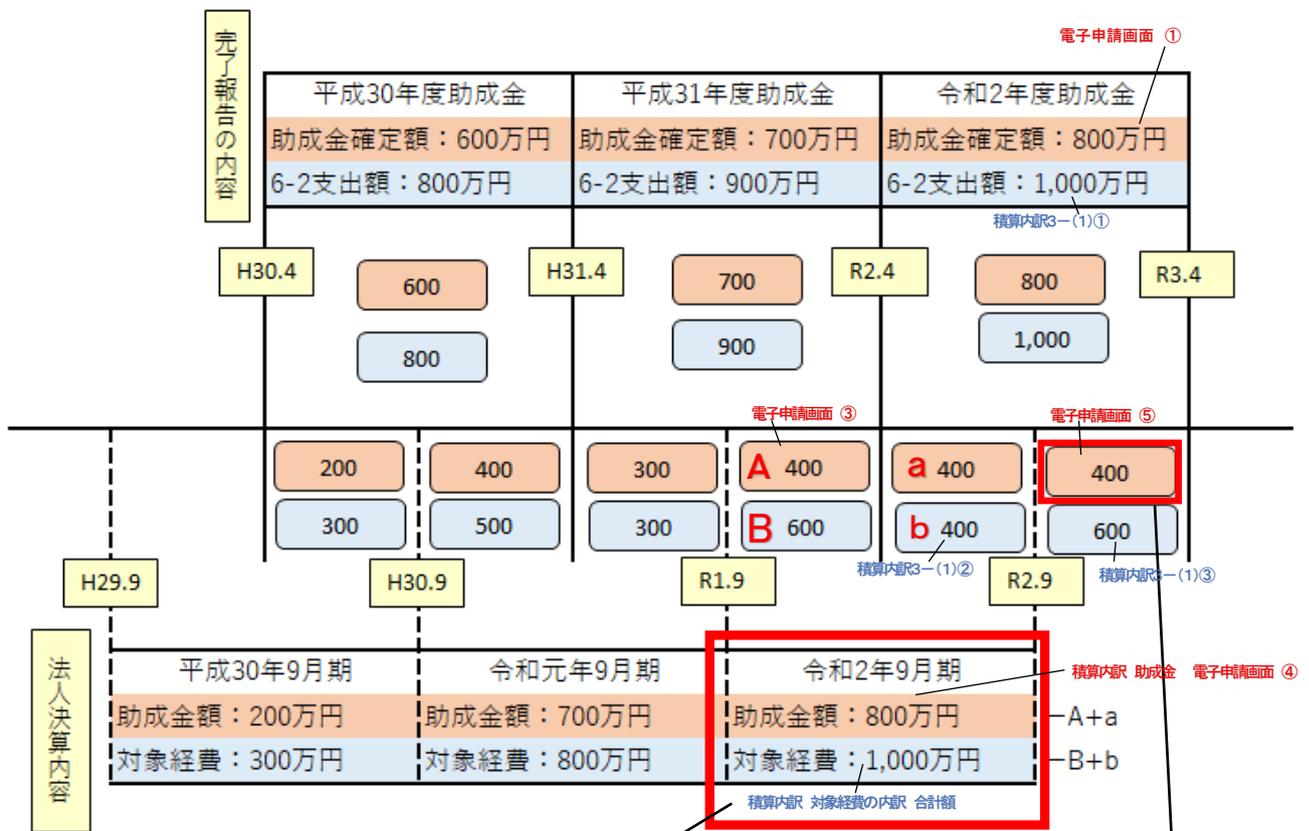
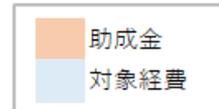
区分	課税仕入	非課税仕入	不課税	合計
対象経費の内訳	委託費			7,000,000
	消耗品費			1,000,000
	地代家賃			2,000,000
				0
				0
				0
				0
				0
				0
	合計	10,000,000	0	0
上記のうち8%分				0
上記のうち10%分				0

助成金の額 8,000,000円

②3月決算以外の法人の場合（例 9月決算）

3月決算以外の法人の場合、基本的には積算内訳にてご報告頂く助成金額及び対象経費の額は、2(2)にて確認した消費税申告書決算期にて計上している助成金額及び対象経費の額となります。年度の確定額と積算内訳において報告する金額が一致しない為、翌年度に繰り越す金額が発生することとなります。

【時系列のイメージ】



令和2年度運営費消費税仕入控除税額報告の内容
 ●積算内訳の助成金の額に800万円と入力。対象経費の合計は1,000万円となります。
 ●電子画面上の「④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額」に800万円と入力。

電子画面上の「⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額」が400万円となります。(画面上は自動計算されます)

【積算内訳画面イメージ】

単位：円(税込)

区分	課税仕入	非課税仕入	不課税	合計	
対象経費の内訳	委託費	7,000,000		7,000,000	
	消耗品費	1,000,000		1,000,000	
	地代家賃	2,000,000		2,000,000	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
	合計	10,000,000	0	0	10,000,000
	上記のうち8%分				0
上記のうち10%分	10,000,000			0,000,000	

(c) 仕入控除税額(返還額)

助成金の額
8,000,000 円

(d) 返還額

「令和2年9月期」の決算において計上されている助成金の額は800万円(P24 線表参照)

A + a

「令和2年9月期」の決算において計上されている対象経費は1,000万円(P24 線表参照)

B + b

【法人決算と消費税仕入控除税額報告との関係イメージ】

【法人会計データイメージ】

〇〇株式会社
単位：円

令和2年9月期

科目コード	勘定科目	金額	課税	非課税	不課税
.....	売上（本業）	50,000,000	50,000,000		
.....	助成金売上	8,000,000			8,000,000
.....	給与	30,000,000			30,000,000
.....	賞与	2,000,000			2,000,000
.....	法定福利費	3,000,000		3,000,000	
.....	消耗品費	2,000,000	2,000,000		
.....	水道光熱費	2,500,000	2,500,000		
.....	減価償却費	3,000,000			3,000,000

「令和2年9月期」の決算の中で助成金の対象経費として計上されている経費(完了報告にて支出計上されている経費)を抜き出し積算内訳に入力する。

完了報告の対象経費でない科目「減価償却費や役員報酬等」については積算内訳には入力しません。

【積算内訳イメージ】

(1)対象経費の内訳 ※対象経費とは完了報告において助成金の対象となった経費のことです。

単位：円(税込)

区分	課税仕入	非課税仕入	不課税	合計
給与			5,000,000	5,000,000
賞与			400,000	400,000
法定福利費			800,000	800,000
消耗品	800,000			800,000
水道光熱費	1,000,000			1,000,000
借入金元金返済支出			1,000,000	1,000,000
人件費積立資産支出			1,000,000	1,000,000
				0
				0
合計	1,800,000	0	8,200,000	10,000,000
上記のうち8%分				0
上記のうち10%分	1,800,000			1,800,000

B + b

(2)仕入控除税額(返還額)

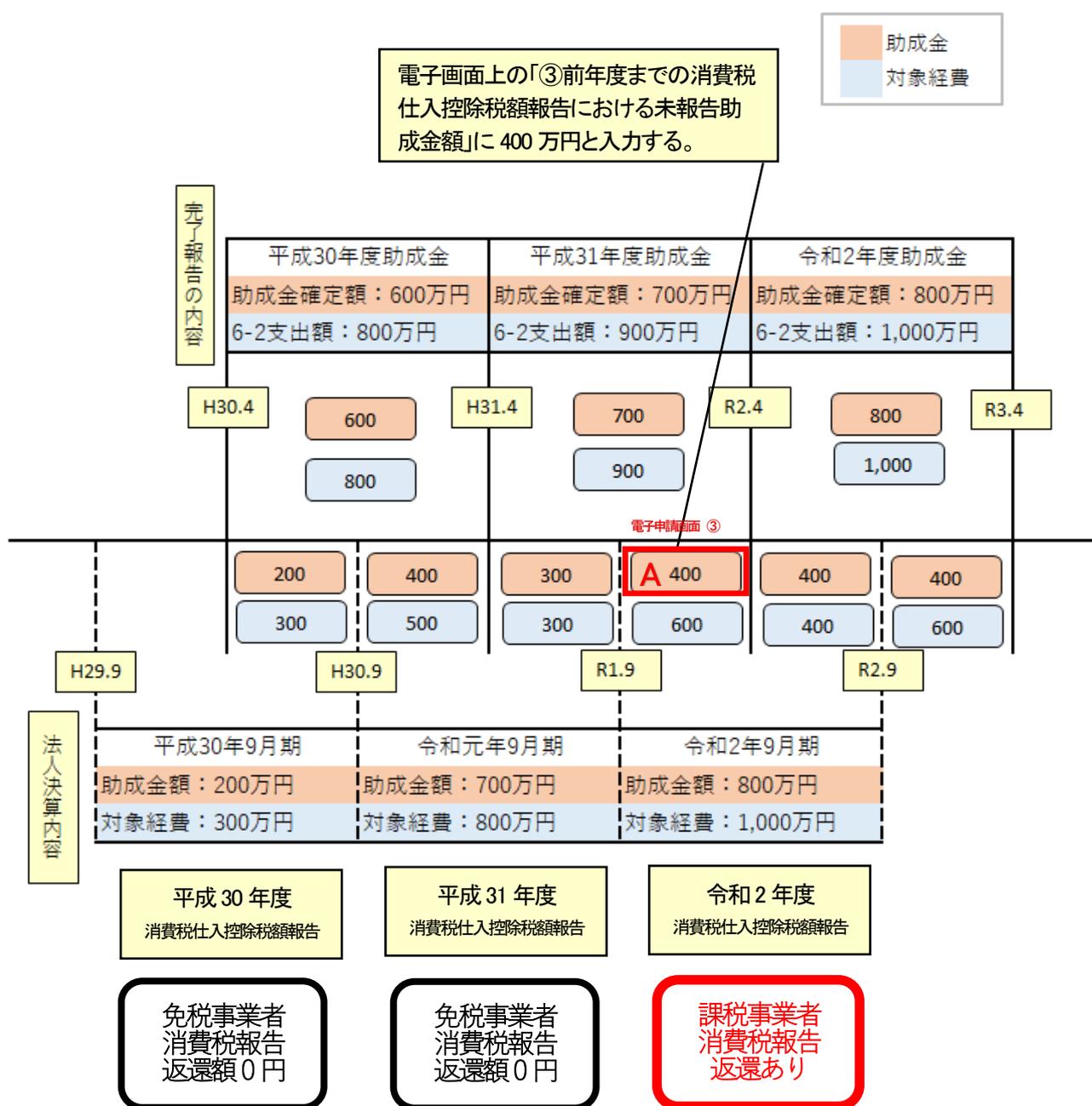
助成金の額
8,000,000 円

③前年度の消費税仕入控除税額報告が0円報告の積算内訳を使用し報告した事業者が、今年度の消費税報告より「返還あり」の報告となった場合

電子画面上の「③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額」の右側にある「金額変更(*1)」のチェックボックスにチェックをつけ、前年度未報告であった助成金額を入力してください。

【時系列のイメージ】

例)平成30年9月期～令和元年9月期までは消費税の「免税事業者」の為返還額0円で報告しているが令和2年9月期より消費税の「課税事業者」となった場合。



【電子申請画面のイメージ】

保育施設名	
①令和2年度(2020年度)助成金確定額	
②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) 必須	
③前年度までの消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額 必須	<input type="checkbox"/> 金額変更 (*1)
④令和2年度(2020年度)積算内訳の助成金額 必須	
⑤令和2年度(2020年度)消費税仕入控除税額報告における未報告助成金額	

「積算内訳 0円報告」の添付書類にてご報告の場合は、承認後に⑤の欄が0円となります。
(*1) 金額を変更する場合はチェックを入れてください。

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

前ページ例の場合は 400 万円とここに
入力。 **A**

アップロード
ファイル選択...

チェックを入れるとチェックボックス左
灰色の項目に数字が入力できるよう
になります。

3. 消費税仕入控除税額報告の手順〈整備費〉

(1) 整備費に係る助成金年度の報告

企業主導型保育事業の消費税仕入控除税額報告につきましては、助成決定を受けた年度で

それぞれ報告が必要となります。

例) ① 整備費助成金が令和 2 年度で確定している場合(助成金の年度を跨がない場合)

→ 令和 2 年度整備費消費税仕入控除税額報告が必要です。(2)へお進みください。

助成金: 令和 2 年度の助成金確定額

対象経費: 令和 2 年度の完了報告〈様式第 15-1 号〉(B)対象経費の実支出額

② 整備費助成金が平成 31 年度・令和 2 年度の 2 か年で確定している場合(助成金の年度を跨ぐ場合)

→ 平成 31 年度及び令和 2 年度の整備費消費税仕入控除税額報告が必要です。

平成 31 年度のご報告は(2)(3)の確認は必要ございません。P34 フローチャートへ

お進みください。

令和 2 年度のご報告は 2 年分の合計金額でのご報告となります。

助成金: 平成 31 年度・令和 2 年度の助成金確定額の合計額

対象経費: 令和 2 年度の完了報告〈様式第 15-1 号〉(B)対象経費の実支出額の

「各年」の合計額

(2)消費税仕入控除税額報告に係る決算期の確認

整備費の消費税仕入控除税額報告における事業者の決算期につきましては、「対象経費を仕入計上した決算期」にてご報告をいただくこととなっております。(助成金が入金された決算期ではございません)

例)令和2年度整備費助成金の対象経費である保育施設を令和3年3月5日に仕入計上。

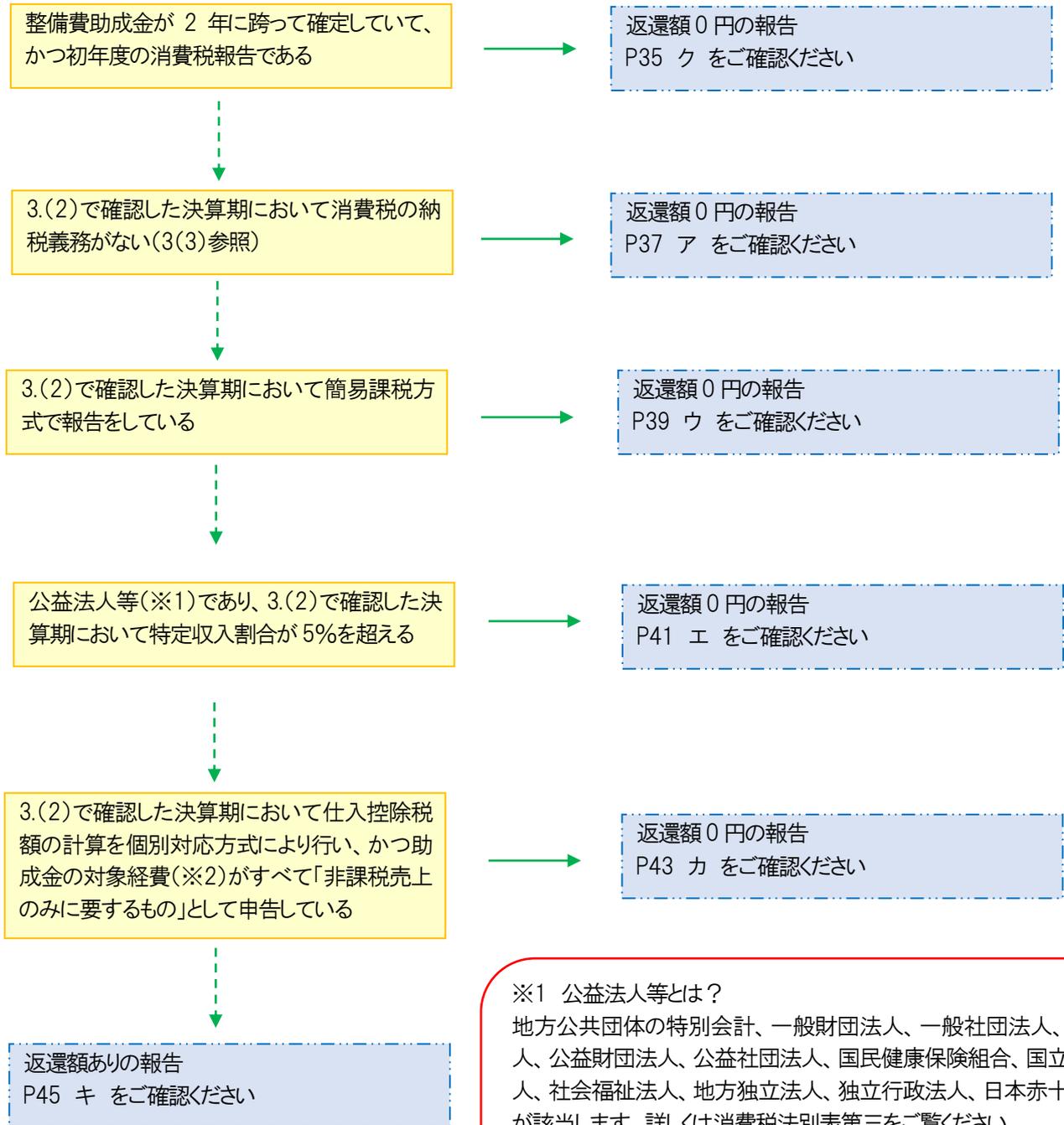
→ 令和3年3月5日を含む決算期にて報告

(令和2年度の助成金の入金が令和3年4月1日以降であっても、消費税仕入控除税額報告は令和2年度で必要となります。)

(3)消費税の課税事業者かどうかの判断

3.(2)の決算期において消費税の課税事業者か否か判断します。保育施設単体ではなく、法人として消費税が課税事業者かどうかの確認となります。(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」は消費税の納税義務がないことの証明にはなりません)

(4)消費税仕入控除税額報告フローチャート はい → いいえ



※1 公益法人等とは？
 地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは消費税法別表第三をご覧ください。

※2 対象経費とは？
 「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費となります。(よくある質問P53(7)をご参照ください)

(5) 電子申請システム画面における報告方法及び添付書類について

「返還額0円の報告」

- ク. 整備費助成金が2年に跨って確定していて、かつ初年度の消費税仕入控除税額報告である場合。→0円報告

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度(整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 [A] 表示

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告 [A]
-	-	-	-	-	新規作成

(単位:円)

保育施設名

①令和2年度(2020年度)助成金確定額

②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) [B]

※(注)別添参考となる書類(②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名 [C]	アップロード
	ファイル選択...

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳」0円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「ク. <整備費専用>助成金が2年に跨って確定していて、かつ初年度の報告であるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

ク、<整備費専用>助成金が2年に跨って確定していて、かつ初年度の報告であるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマーカーの箇所のみとなります。

ア. 3.(2)で確認した決算期において消費税申告義務がない(納税義務がない)場合→0 円報告

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0 を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳」0 円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「ア. 消費税の申告義務がないため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

- 法人の決算書に添付された法人全体の貸借対照表及び損益計算書(または事業活動計算書など)

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。また添付書類は法人名が確認できるものを添付願います。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 :返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

ア.消費税の申告義務がないため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

ウ. 3.(2)で確認した決算期において消費税を簡易課税方式にて申告している→0円報告

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 A

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告 A
-	-	-	-	-	<input type="button" value="新規作成"/>

(単位:円)

保育施設名

①令和2年度(2020年度)助成金確定額

②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額) B

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名 C	アップロード
	<input type="button" value="ファイル選択..."/>

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳」0円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「ウ. 簡易課税方式により申告したため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

- 消費税確定申告書の写し(令和元年10月1日より前の決算期＝第27-(2)号様式・令和元年10月1日以降の決算期＝第3-(3)号様式)

添付いただく決算期は3.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

◆積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※ 返還額が0円の理由を選択してください。

ウ. 簡易課税方式により申告したため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

- 工. 公益法人等であり3.(2)で確認した決算期において特定収入割合が5%を超えている場合
→0円報告

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

- A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。
B ②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0を入力。
C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳」0円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「エ. 特定収入割合が5%を超えるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

- 消費税確定申告書の写し(令和元年10月1日より前の決算期＝第27-(1)号様式・令和元年10月1日以降の決算期＝第3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

●**消費税確定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し**

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

●**特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式)**

◆**積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)**

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※返還額が0円の理由を選択してください。

エ. 特定収入割合が5%を超えるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

力. 3.(2)で確認した決算期において仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ助成金の対象経費がすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合→0 円報告

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B ②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→0 を入力。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

●「積算内訳」0 円報告(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。)

積算内訳の「3 概要」には「力. 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、助成金の対象経費がすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。」を選択します。

※積算内訳の入力方法については、下図の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また

同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。

「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費となります。(よくある質問P53(7)をご参照ください)

●**消費税確定申告書の写し**(令和元年 10 月 1 日より前の決算期＝第 27-(1)号様式・令和元年 10 月 1 日以降の決算期＝第 3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

消費税申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税申告書、または消費税申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

●**消費税確定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し**

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

◆**積算内訳入力例(積算内訳のエクセル内にも同様の入力例がございます。)**

<様式 : 返還額が0円の場合>

積算内訳

1 設置事業者名

株式会社〇〇〇

設置事業者名を入力ください。

2 保育施設名

〇〇〇保育園

保育施設名を入力ください。

3 概要(返還額の計算根拠)

※ 返還額が0円の理由を選択してください。

カ. 仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、助成金の対象経費がすべて「非課税売上」のみに要するもの」として申告しているため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

返還額が0円の理由をプルダウンより選択してください。

入力可能な箇所は、黄色のマークの箇所のみとなります。

<返還額ありの報告>

キ. 消費税仕入控除税額返還計算ありの場合

申請メニュー > (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

2020年度 (整備費)消費税仕入控除税額報告一覧

保育施設名 表示

報告状態	仕入控除税額	審査状態	助成確定額	返還請求額	報告
-	-	-	-	-	新規作成

(単位:円)

保育施設名

①令和2年度(2020年度)助成金確定額

②消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)

※ (注) 別添参考となる書類 (②の金額の積算内訳等)

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
<input type="text"/>	ファイル選択...

企業主導型の電子申請メニューより「消費税仕入控除税額報告(整備費)」を選択。

A 保育施設を選択し「新規作成」ボタンを押します。

B 消費税仕入控除税額報告に係る返還相当額(積算内訳の要返還額)→添付書類である積算内訳の「要返還額」をご入力ください。この金額を記載した請求書を後日協会より発行いたします。なお請求書の発行方式は報告する助成金の年度により異なります。R2 年度以降の消費税仕入控除税額報告は「電子申請システムよりダウンロードする方式」、H31 年度以前の消費税仕入控除税額報告は「郵送方式」となります。詳細につきましてはよくある質問 P55 (12)をご確認ください。

C 添付書類を添付します。必要な添付書類は次のとおりです。

- 「積算内訳」全額控除・一括比例配分方式・個別対応方式のいずれか(企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「様式ダウンロード」→「4.財務・経理 消費税」に掲載されております。消費税申告書において選択した計算方法に合わせて使用してください。)

※積算内訳の入力方法については、次ページ以降の「◆積算内訳入力例」をご参照ください。また同じ入力例が積算内訳のエクセル内にもございますので併せてご確認ください。積算内訳において計上する「対象経費」とは、完了報告にて支出計上された経費が基準となります。(よくある質問P53(7)をご参照ください)

- 消費税込定申告書の写し(令和元年 10 月 1 日より前の決算期＝第 27-(1)号様式・令和元年 10 月 1 日以降の決算期＝第 3-(1)号様式)

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

消費税込定申告書は税務署印の押印を確認いたします。電子申請の場合は受付番号記載の消費税込定申告書、または消費税込定申告書の写しと電子申請の受信通知を添付してください。

- 消費税込定申告書 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

添付いただく決算期は 3.(2)で確認した決算期となります。

付表 2 は 2-1・2-2・2-2-3 それぞれある場合は全て添付してください。

◆対象経費の考え方について

- ①助成金が単年度で確定している場合(工事が単年度で終わっている場合)

【完了報告画面イメージ】

<様式第 15-1号> 企業主導型保育事業(整備費)実績額調書の入力

区分	総事業費	対象経費の実支出額	第2の2.(2)に定める取入額	「(A-C)又はBのうち低い方の額」×3/4	基準額	実績額(D, Eを比較して最も少ない額)	助成決定額	差引額
	A	B	C	D	E	F	G	H
合計	50000000	40000000	0	30000000				

完了報告<様式第 15-1号>企業主導型保育事業(整備費)実績額調書 B 対象経費の実支出額の合計が助成金の対象経費です。

【積算内訳イメージ】

区分	課税仕入	非課税仕入	不課税	合計
対象経費の内訳	建物	35,000,000		35,000,000
	建物付属設備	5,000,000		5,000,000
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
	合計	40,000,000	0	0
上記のうち8%分				
上記のうち10%分	40,000,000			40,000,000

(2)仕入控除税額(返還額)
助成金の額
30,000,000 円

②助成金が2年に跨って確定している場合(工事が2か年に跨っている場合)。

【完了報告画面イメージ】

年度を跨ぐ工期の場合

年度: 令和2年
進捗割合(%): 60.0000 [0.0000~100.0000]%

区分	総事業費	対象経費の実支出額	第2の2.(2)に定める収入額	「(A-C)又はBのうち低い方の額」×3/4	基準額	実績額(D, Eを比較して最も少ない額)	助成決定額	差引額
	A	B	C	D	E	F	G	H
合計	30000000	24000000	0	18000000	60000000	18000000		

年度: 令和1年 +
進捗割合(%): 40.0000 [0.0000~100.0000]%

区分	総事業費	対象経費の実支出額	第2の2.(2)に定める収入額	「(A-C)又はBのうち低い方の額」×3/4	基準額	実績額(D, Eを比較して最も少ない額)	助成決定額	差引額
	A	B	C	D	E	F	G	H
合計	20000000	16000000	0	12000000	50000000	12000000		0

完了報告<様式第15-1号>企業主導型保育事業(整備費)実績額調書 年度を跨ぐ工期の場合の各年度、B 対象経費の実支出額の合計が助成金の対象経費です。

【積算内訳イメージ】

区分	課税仕入	非課税仕入	不課税	合計
対象経費の内訳	建物	35,000,000		35,000,000
	建物付属設備	5,000,000		5,000,000
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
	合計	40,000,000	0	0
上記のうち8%分				
上記のうち10%分	40,000,000			40,000,000

(2)仕入控除税額(返還額)
助成金の額
30,000,000 円

4.よくある質問

(1)消費税仕入控除税額報告とはどのようなものですか？(1.(1)再掲)

消費税仕入控除税額報告は助成決定事業者が必ず報告しなければならない報告です。消費税及び地方消費税は課税売上に係る消費税から課税仕入れに係る消費税を控除する仕組みとなっております。企業主導型保育事業の助成金につきましては、事業者の収入として消費税法上不課税取引に該当するため、事業者が助成金の交付を受けて事業を実施し、購入した資産や役務提供について、確定申告の際にそれらを課税仕入れとして税額控除した場合は、事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

そのため企業主導型保育事業助成要領に定められている交付条件に基づき、助成金を受けた事業者は助成金の完了報告及び消費税の確定申告が完了した後に、消費税仕入控除税額報告を公益財団法人児童育成協会(以下協会)に報告し、負担していない部分の税額を協会へ返還・協会は国庫に返納する流れとなります。

(参考として、企業主導型保育事業ポータルサイト→既に施設運営中の法人様→通知等→5.財務・経理→消費税に掲載されている「消費税仕入控除とは」(公益財団法人児童育成協会勉強会資料より)もご覧ください。)

(2)積算内訳とは何ですか？

企業主導型保育事業に係る消費税仕入控除税額報告において**必須**の添付書類となります。企業主導型保育事業ポータルサイト→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→4.財務・経理→消費税に掲載されております。返還額がない場合でも添付の必要がありますのでご注意ください。

(3)返還に必要な計算式を教えてください。

消費税の申告方法によって次のとおりとなります。(積算内訳のエクセルにて自動計算されます。)

①(全額控除)課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下で返還がある場

合

$$\text{助成金額} \times \frac{\text{対象経費のうち課税仕入額}}{\text{対象経費}} \times \frac{10(8)}{110(108)} = \text{返還額}$$

②一括比例配分方式を採用している場合

$$\text{助成金額} \times \frac{\text{対象経費のうち課税仕入額}}{\text{対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10(8)}{110(108)} = \text{返還額}$$

③個別対応方式を採用している場合

$$\text{A 助成金額} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{対象経費}} \times \frac{10(8)}{110(108)}$$

$$\text{B 助成金額} \times \frac{\text{共通するもの}}{\text{対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10(8)}{110(108)}$$

$$\text{A} + \text{B} = \text{返還額}$$

※計算の最後に円未満を切り捨てします。

※課税売上割合とは、消費税確定申告書付表 2 の④「課税資産の譲渡等の対価の額」÷消費税確定申告書付表 2 の⑦「資産の譲渡等の対価の額」となります(端数処理は行いません。)

(4)積算内訳は現在掲載されている様式とは異なるものでも提出可能ですか？

企業主導型保育事業ポータルサイト→既に施設運営中の法人様→様式ダウンロード→4.財務・経理→消費税に掲載されているフォーマットにてご提出してください。

(5)整備費と運営費等は合算して報告することはできますか？

整備費と運営費等を合算して報告することはできません。

(6)運営費等の積算内訳に記載する対象経費とは何ですか？

運営費等の＜様式第 6-2 号＞企業主導型保育事業(運営費)収支決算書において支出計上した経費のことです。3 月決算法人であれば基本的に収支決算書における調整後の支出合計(平成 31 年度以前は支出小計)と同額になります。3 月決算法人以外であれば、ご提出いただく決算期において計上された対象経費となります。

(7)整備費の積算内訳に記載する対象経費とは何ですか？

整備費の完了報告＜様式第 15-1 号＞企業主導型保育事業(整備費)実績額調書において助成金の対象となった経費((B)対象経費の実支出額)のことです。助成金の年度を跨ぐ工事の場合は、＜様式第 15-1 号＞の各年度の(B)対象経費の実支出額合計を足した額となります。

(8)課税売上割合は保育施設で計算するものですか？

課税売上割合とは消費税確定申告書付表 2 の④「課税資産の譲渡等の対価の額」÷消費税確定申告書付表 2 の⑦「資産の譲渡等の対価の額」という算式にて計算される割合となります。保育施設で計算をするものではありません。

(9)消費税仕入控除税額報告を行った申告書を修正した場合はどうしたらよいですか？

修正申告等により協会に報告、返還した金額が変わる場合は、必ず協会まで報告してください。返還額が減る場合は、協会から事業者へ差額を返還し、増える場合は差額の請求を行います。

(10)運営費等の報告において、課税期間短縮の届出を提出している場合はどのように報告すればよいですか？

2.(2)において確認した決算期の申告期間を全て報告となります。積算内訳は申告期間それぞれで作成し、最後に返還額を合算し報告します。

(11)運営費等の報告において、決算期を期の途中で 10 月期から 3 月に変更しました。どのように報告すればよいですか？

例)令和 2 年度報告の場合:令和 2 年 10 月期(令和元年 11 月～令和 2 年 10 月)と令和 3 年 3 月期(令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月まで)それぞれの決算期で積算内訳を作成し、最後に返還額を合算し報告します。

(12)報告が承認されたあとの流れを教えてください。

消費税仕入控除税額報告の承認後、返還額がある場合には、請求書を後日協会より発行いたします。(返還額につきましては、消費税仕入控除税額返還報告にてご報告いただいた返還額と同額です。)

なお請求書の発行方式は、報告する助成金の年度により異なります。R2 年度以降の消費税仕入控除税額報告は「電子申請システムよりダウンロードする方式」にて電子請求書が発行されます。郵送は行われませんので、必ずご確認ください。

H31 年度以前の消費税仕入控除税額報告は「郵送方式」にて、承認後 1～2 週間以内に登録の法人住所(保育施設ではございません。)に請求書を郵送いたします。電子請求書の発行は行われません。

詳細は、企業主導型保育事業ポータルサイト「既に施設運営中の法人様」→「通知等」→「3. 全般」に掲載されている「電子請求書発行について」をご参照ください。

返還額を請求書に記載の支払期限(請求書郵送日(請求書右上に記載)の翌日より 20 日後)までに、同じく請求書記載の振込先までお振込みをお願いいたします。なお、支払期限内に完納されなかったときは、支払期限の翌日(延滞金起算日)から延滞金(年 3%の利率)が発生いたしますのでご注意ください。ただし、延滞金額が 100 円未満のときは、延滞金額を支払う必要はございません。

延滞金の計算方法:請求金額×3%×(延滞金起算日から支払の日までの日数÷365)
=延滞金額(円未満切捨て)

(13)消費税報告により返還した金額は、その返還した年度の運営費等完了報告において対象経費として計上してよいですか？

公益財団法人児童育成協会に消費税仕入控除税額報告によって返還した金額を、その返還した年度の運営費等完了報告において対象経費として計上することはできません。

(14) 運営費等完了報告において改修立替支出を支出計上した場合、消費税仕入控除税額報告の積算内訳はどのように記載したらよいですか？

改修立替支出は運営費等助成金として改修支援加算額を助成する為に、運営費等完了報告において計上している支出です。その為、実際の経理処理や消費税申告書においては計上のない支出項目となりますので、報告の際は基本「不課税仕入」にて積算内訳に記載をお願いいたします。(借入金元金償還支出や各種積立金支出につきましても同様の考え方となります)。